

## 別紙

通行禁止除外指定車標章の交付申請を受理した公安委員会は、当該車両が青森県道路交通規則(以下「規則」という。)第4条第1項第3号チからタのいずれかに該当すると認めるときは、当該申請者に対し、通行禁止除外指定車標章(以下「標章」という。)を交付するものとする。

この場合、次に掲げる車両に該当すると認めるときは、当該申請者に対し、標章を交付するものとする。

- 1 規則第4条第1項第3号ルに規定されている「専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配又は電報配達のために使用中の車両」とは、積載している貨物が専ら通常郵便物配送中の車両であり、現に通常郵便物の集配又は電報の配達を行っている車両を除外するもので、これ以外の小包等の集配、集金業務、保険業務等に使用する車両は含まれないものとする。

業務を行う者は郵便局員に限らず、委託契約による臨時雇い等の者も含み、車両も郵便局所有の車両に限らず、委託契約により用務に従事する車両も除外対象とする。ただし、小包郵便の混載する車両は該当しないこととする。

- 2 規則第4条第1項第3号ヲに規定されている「医師法(昭和23年法律第201号)に基づく医師が傷病者の緊急往診のために使用中の車両」とは、医師法の医師が、現に傷病者の緊急往診、緊急手当のため使用中の車両とする。

また、歯科医師法に基づく歯科医師が、緊急往診のため往診用歯科診療器材を登載した車両による緊急往診、緊急手当のため使用中の車両とする。

- 3 規則第4条第1項第3号タに規定されている「イからヨに掲げるもののほか、公安委員会が公共の目的のため特に必要があると認めた車両」とは、

- ・ 検察官、検察事務官及び特別司法警察員が行う犯罪捜査
- ・ 裁判官、裁判所の発する令状の執行
- ・ 刑務所、少年院又は少年鑑別所が行う収容、護送業務
- ・ 電波管理法に基づく違法電波探査業務
- ・ 狂犬病予防法による犬の捕獲業務
- ・ 食品衛生法による臨検検査業務
- ・ 環境基本法に基づく公害調査業務

などの車両とする。